「長洲町」が実施している「子ども医療費助成事業」に係る助成内容の変更について(お知らせ)

1【長洲町】

(1) 医療費助成事業の対象年齢の拡充 ※改正前後比較表参照

対象年齢	自己負担額	
	改正前	改正後 (令和 5 年 4 月診療分から)
満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者	自己負担なし (全額助成)	<u>自己負担なし</u> <u>(全額助成)</u>
満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日から、満 18 歳に達した日 以後の最初の 3 月 31 日までの者	助成対象外	

2 助成事業の変更時期令和5年4月診療分から

3 その他

- (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容(対象年齢、自己負担等)が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- (2) 医療費助成事業の助成内容の変更に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。